

### 定期預金「みらいDASH！」

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ご利用いただける方                           | ・個人および個人事業主のお客さま  |
| 対象商品                                | ・スーパー定期預金   |
| 期間                                  | ・1年、3年、5年   |
| 取扱期間                                | 令和8年1月5日(月)～令和8年3月31日(火)<br>※ 但し募集金額100億円に達し次第、終了とさせていただきます。  |
| 預入(1)預入方法<br>(2)預入金額<br><br>(3)預入単位 | ・一括してお預け入れいただきます。<br>・一口30万円以上500万円以内<br>※新規または、30万円以上の増額のお預け入れに限ります。<br>※預入金額の上限は、お一人につき1,000万円以内。<br>・1円単位  |
| 払戻方法                                | ・満期日以後に払戻しいたします。  |
| 利息(1)適用金利<br><br>(2)利払方法<br>(3)計算方法 | ・固定金利となります。<br><b>(通常金利)</b><br>1年もの：店頭表示金利十年0.15%<br>3年もの：店頭表示金利十年0.30%<br>5年もの：店頭表示金利十年0.45%<br><b>(特別金利)</b><br>1年もの：店頭表示金利十年0.25%<br>3年もの：店頭表示金利十年0.40%<br>5年もの：店頭表示金利十年0.55%<br><b>※特別金利適用条件</b><br><u>出資会員または職域サポート契約先従業員等（役員・個人事業主含む）</u><br><u>初回満期日以降は、継続時の店頭表示金利を適用いたします。</u><br>(1年もの)スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。<br>(3年、5年もの)スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。 |
| 税金                                  | ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）<br>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。<br>※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。  |
| 手数料                                 | —   |
| 付加できる特約事項                           | マル優のお取り扱いができます。   |
| 中途解約時の<br>お取り扱い                     | (1年もの)スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。<br>(3年、5年もの)スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。  |
| 金利情報の入手方法                           | ・窓口または当金庫ホームページでご確認ください。  |
| 苦情処理措置<br>・紛争解決措置                   | <b>【苦情処理措置】</b><br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。<br><b>【紛争解決措置】</b><br>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東       |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| その他参考となる事項等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・総合口座・通帳式でのお取り扱いも可能です。</li><li>・ざうるす通帳でのお取り扱いはできません。</li><li>・A T Mでのお取り扱いはできません。</li><li>・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li></ul>  |